

4 平成 24 年度実践協力校区の取組

「地域協育ネット」推進に当たって、仕組みづくりの具体的実践方法や成果・課題等を情報提供していただくために、平成 24 年度は、市町教委の協力を得て、県内 38 校区を実践協力校区に指定しています。

(1) 推進母体による分類

平成 24 年度実践協力校区の状況を推進母体別に見ると、概ね次の 4 つに分類することができます。

① 学校運営協議会を推進母体としている校区

学校運営協議会は、保護者や地域住民の声を学校運営に生かすための協議会です。このような協議会がすでに設置されているところの中には、この協議会を活用して、仕組みづくりが行われている事例が多く見受けられます。

② 公民館を推進母体としている校区

公民館は、地域の様々な人が「つどい」「まなび」「むすぶ」役割を担っています。この公民館を中心に協議会を設置し、公民館長がコーディネーターとしてその役割を果たすように組織化している校区があります。

③ 地域教育協議会（学校支援地域本部）を推進母体としている校区

学校支援地域本部事業を活用している校区では、支援計画や推進方策を検討する地域教育協議会が推進母体となり、仕組みづくりが進められている事例が多く見受けられます。

④ その他の地域組織を推進母体としている校区

まちづくり協議会、社会教育委員協議会、放課後子ども教室運営委員会等の地域の組織を推進母体として運営がなされている校区もあります。

(2) 仕組みづくりにおける様々な工夫

実践協力校区では、「地域協育ネット」の推進に当たり、以下のように様々な面で工夫がなされています。

① めざす子ども像や地域の課題等の共有

子どもの育ちを地域ぐるみで支援していくために、関係者が地域の課題や子どもを育む上での目標などを共有している校区があります。

○ めざす子ども像の共有

学校関係者や地域関係者が、めざす子ども像や取組の方針等を掲げて取り組んでいる校区があります。

詳しくは
P11.35.72.84

該当箇所を丸ゴシック体で表記しています。以下同様です。

○ 地域の課題等の共有

地域の課題や長期休業中の子どもの過ごし方、日常生活の危険箇所等について協議し対応を図っている校区があります。

詳しくは
P15.84